

仕様書

1 業務名

プラスチックごみ削減に関する啓発業務

2 目的

佐賀県では、全ての県民がプラスチックごみ問題に対する理解を深め、主体的にプラスチックごみの削減に取り組んでいくことを目指す「プラスマ Life さが (Plastic Smart Life さが)」を県民運動として展開している。

この県民運動の一環として、当事業では、20代から40代の子育て世代をメインターゲットに、プラスチックごみ問題について改めて考えるイベントや行動変容へ繋がる広報を実施することで、プラスチックスマートなライフスタイルの定着を図る。

また、この県民運動の機運と認知度をより一層高めるため、本運動に賛同する県内の店舗、事業所等のプラスチックごみ削減の取組について、広く周知を図る。

※プラスチックスマート：“プラスチックとの賢い付き合い方”を進める取組。

例) プラスチックのリサイクル、環境にやさしい代替素材の利用 など

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで

4 契約上限額

5,183,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

5 業務内容

(1) プラスチックごみ削減イベントの実施

ターゲット：主に20代～40代の子育て世代

(ア) 時期

令和8年9月～12月頃を目途に2日以上開催するものとし、そのうちプラスマ Life さが強化月間である10月に必ず1日は行うものとする。

なお、具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。

(イ) 場所

県内の親子連れが多く集まる場所で開催。

なお、雨天の場合も対応できる会場とすること。

例) プロスポーツの試合会場やイベント・フェス、大型商業施設など

(ウ) 内容

- ① プラスチックごみ問題の現状を来場者が学び、身近な課題として認識できるようなコンテンツを設けること。
- ② 身近にできるプラスチックごみ削減の具体的な行動を紹介し、来場者が実践したいと感じられる内容とすること。
- ③ チームプラスまさがの店舗、事業所等が実践するプラスチックスマートな取組を紹介すること。
- ④ プラスチックスマートな生活に関する自己診断や、他人のプラスチックスマートな生活を知ることができるような仕組みを取り入れること。
例) プロ選手等ゲストを招いたトークイベント、SNS を通じて県民が取組を自ら発信するイベントなど
- ⑤ プラスチックごみ削減について楽しく学べる体験型ブースを設けること。
例) エコバッグ作り、ボトルホルダー作り、プラスチックごみ問題に関するクイズラリーなど
- ⑥ プラスマLife さがの取組の一環として離島の学生が作成したアップサイクルグッズ等を展示すること。
- ⑦ プラスチックごみ問題と同じく社会問題となっている、リチウムイオン電池等の適切な分別・排出について広報するブースの場所を設けること。
※「チームプラスまさが」とは、県内でプラスチックごみを削減する取組を実施されている店舗・事業所で組織している登録制度
※配布する景品や体験型ブースで使用するグッズは、環境に配慮した素材を使用すること。
※子育て世代が親子で楽しめるような工夫をすること。
※来訪者の滞留時間を延ばすための工夫またはサービスを実施すること。
※リチウムイオン電池等とは、リチウムイオン電池だけではなく、スマートフォン・EV 等に使われる充電式の製品も含む。

(エ) イベントの事前告知

メインターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法によりイベント告知を行うこと。(媒体選定、実施方法等を提案)

(オ) 目標

当イベント来場者 500 名以上 (2 日間)

(2) プラスチックごみ削減を啓発する広報の実施

ターゲット：主に 20 代～40 代の子育て世代を中心とした幅広い世代

手法：ターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、動画コンテンツの制作と効果的な手法や適切なタイミングによる動画放映にて、広報活動を展開すること。

(ア) プロモーション動画制作

① 動画の概要

- ・チームプラスマさがの紹介を通じて、プラスマ Life さがの認知度向上やプラスチックごみ削減に繋がる行動変容を促す内容とすること。
- ・佐賀の豊かな自然を守る、未来につなげるメッセージが表現されている内容とすること。
- ・もっと知りたいという気持ちを引き起こすため、自分の身の回りの環境や状況と繋がりやすい内容とするなど、身近な自然環境にある危機や問題を想起させる仕掛けを作ること。
- ・メッセージ性のあるキャッチコピーを取り入れるなど、県民の興味を引くインパクトのある内容とすること。
- ・視線が動画に向いていない人の注意も引けるよう、音楽や効果音による演出等の工夫を行うこと。
- ・動画の尺は 15 秒程度とすること。

② 動画に盛り込むもの

- ・「チームプラスマさが」を盛り込むこと。
- ・日本語字幕は、視認性の高いフォントを使用すること。

※企画提案書には、制作動画の内容が分かる絵コンテ等の資料を添付すること。

※動画の内容（尺、タイプ等）については県と改めて協議の上決定すること。

(イ) 動画放映

- ・スポット CM をメインターゲットがよく視聴する時間帯で放映すること。
- ・CM の他に YouTube などの SNS にて動画を放映すること。なお、クリック数の目標は 1,000 回以上とする。
- ・多くの県民が集まる場所のデジタルサイネージにより放映すること。
例) 県内の商業施設やスポーツ関連施設、駅構内など
- ・メディアや SNS 等に取り上げられやすいような話題になる広報手法を入れること。

(3) その他自由提案

事業目標達成のため、効果的であると考えられる企画（例えば、より効果が期待できる訴求方法や事業効果の検証方法など）があれば、本予算内で提案すること。

6 業務遂行のために必要な調整業務

(1) 会場の確保・連絡調整

提案により採用した会場及び県が仮予約した会場のいずれの場合でも、会場側との折衝、連絡調整等の業務を実施すること。

(2) 安全対策及びイベント保険等への加入

実施にあたっては、必要な安全対策を講じることとし、イベント保険等への加入を行うこと。

(3) 業務遂行上の注意点

本事業の実施にかかる関係者との調整、近隣対策等が必要な場合（申請・届出含む）については、受託者が行うこととする。

また、イベント開催にあたって、障害特性に応じた手話通訳や文字情報（要約筆記や字幕、拡大文字資料）、音声案内などの意思疎通手段に関する配慮を行うこと。

(4) 問い合わせ対応

一般の方及び参加者から問い合わせ等がある場合はその対応を行うこと。その際、判断が難しい問い合わせに対しては、県と協議の上、回答すること。

(5) 参加者数の把握

イベント等の参加者数を適切に把握すること。

(6) アンケート調査

参加者のニーズ、満足度等を把握するため、参加者に対しアンケート調査を行い、そのデータの集計・分析を行うこと。

アンケート項目は県と協議のうえ実施すること。

(7) その他

上記のほか、当業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

7 本業務の業務遂行体制等

(1) 人員の確保及び配置

本委託業務の遂行に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、一体的かつ円滑な企画、運営等ができるよう統括責任者を1名配置すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8 業務の再委託

本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、県と受託者の協議により、県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこととする。

9 留意事項

(1) 本事業は産業廃棄物税を財源としており、プラスチックごみに対する県民の行動変容、意識変化に伴い、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進につながるような取組であること。

(2) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。

(3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。県の利用についても同様とする。

(4) 受託者が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から28条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。

また、佐賀県はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。

(5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときなど、本業務の実施に関わる一切の事故やトラブルについて、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

(6) 今回制作する広報物については、県の指示に従い、校正を行うこと。

- (7) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また、本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
- (8) 受託者による会場の汚損及び損傷物または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (9) ドローン等の機材を使用する場合は、法的規制に抵触しないか事前に調査を行い、周辺環境に十分配慮して実施すること。
- (10) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報を取り扱う事務の委託基準（令和5年3月31日付け法私第4802号法務私学課長通知）を遵守するものとする。

10 本業務委託の完了報告

委託業務の完了後、速やかに実施内容等を取りまとめ、次の書類等を添付して、委託業務完了報告書（1部）及びデータ一式を提出するものとする。

- ・事業報告書（事業概要、イベント内容説明、写真）及び写真データ
- ・制作物は、PDFデータ・画像データ（PNG、JPG等）を作成し、ウェブでの閲覧を可能なものとする。
- ・なお、動画制作物は、データとDVDもしくはブルーレイディスクを1枚納品すること。
- ・動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。

11 本業務委託の委託料の支払

完了払

12 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行ったうえで、仕様書に定める。